

令和7年11月19日

近畿運輸局 観光部長 後藤 孝行

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

京都市内来訪者の滋賀県大津市エリアへの誘客促進のための調査事業

(2) 事業概要及び目的

滋賀県大津市は、京都市内からアクセス至便であり、比叡山や石山寺など、精神的・宗教的な体験や自然と景観の美しさを兼ね備えており、“日本らしさ”を体感できる貴重な場所である。

一方で、滋賀県全体のインバウンド訪問者数は、京都の1～2%であり、京都市内のオーバーツーリズムの未然防止・抑制対策、また地方部への誘客促進という観点から、京都市内のインバウンド訪問者を滋賀県へ誘客することが重要な課題となっている。

この度の調査においては、特にアクセス至便である比叡山、石山寺、三井寺といった観光地への移動手段の利便性を示したうえで、インバウンドのニーズを把握するとともに、滋賀県等の行政やDMO、京阪電鉄等の交通事業者におけるインバウンド誘客対策を調査することで、ニーズとシーズの差異を把握し、今後の誘客促進の検討を進めることを目的とする。

さらに、誘客促進により、交通の足が課題となっている地域における路線バスの活用促進(江若交通等)が期待されることから、地域の足となる路線バスの活用促進も見据えた調査を行う。

(3) 履行期限

令和8年3月13日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 近畿運輸局観光部観光企画課

TEL 06-6949-6466

メールアドレス:kkt-kankoukikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年11月19日(水)から令和7年11月28日(金)17時00分まで、場所は上記(1)に同じ。

上記(1)に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和7年12月1日(月)17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。ただし、必要に応じて実施する場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点
- (9) 事業の詳細は説明書による。